経理の窓　２月号

平成２５年２月１日号

例年に比べて寒さの厳しい毎日です。お変わりありませんか？

今月の税務	**法人**	**：**	**12月決算法人の確定申告と納税**
	地方税	**：**	**固定資産税と都市計画税の第４期分の納付**
	個人	**：**	**贈与税・所得税の確定申告 2月16日～3月15日**

平成25年度税制改正の大綱が公開されました。

平成25年1月29日に、平成25年度税制改正大綱が閣議決定されました。
大綱は、財務省のホームページから入手することができます。社会保障と税の一体改革で積み残されていた所得税・相続税及び贈与税の改正、経済再生の実現に向けた施策を考慮したため、改正内容は、ボリュームのあるものになりました。

平成25年度税制改正の概要については、財務省発表の『平成25年度税制改正の大綱の概要』をご覧下さい。

〇法人税関係

・国内設備投資を促進するための税制措置の創設
（平成25年4月1日から2年間の間に開始する事業年度に適用）

・企業による雇用・労働分配を拡大するための税制措置の創設
（平成25年4月1日から3年間の間に開始する事業年度に適用）

・研究開発税制の見直し　（大綱では適用期日の明記なし）

・商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設
（平成25年4月1日から2年間の間に取得して指定の事業の用に供する）

・中小法人の交際費課税の特例の拡充（800万円まで全額損金算入）
（大綱では適用期日の明記なし）

〇所得税関係

・所得税の最高税率の引上げ(40%から45%)　（平成27年分以後の所得税に適用）

・住宅ローン減税の延長・拡充　（平成29年12月31日まで適用）

〇相続税関係

・基礎控除の引下げ　3000万円＋600万円×法定相続人数

（平成27年1月1日の相続から適用）

・相続税の最高税率を55%に引上げ、税率構造の見直し　（　同　上　）

・小規模宅地の特例の拡充（面積330㎡に拡大）　（　同　上　）

・祖父母から孫への教育資金贈与の非課税

（平成25年4月1日～平成27年12月31日までに拠出されるものに適用）

・贈与税の見直し　（平成27年1月1日の贈与から適用）

・事業継承税制の要件の緩和　（平成27年1月1日以後の相続・贈与から適用）

《税務上の交際費のポイント》

〇会議費や福利厚生費などの他科目中に交際費が含まれていないか？

例　特定の者だけが参加する忘年会の費用は、福利厚生費ではなく交際費になる。

〇代表者家族との飲食は、会社の経費にしない。（友人との飲食、ゴルフも個人的費用）

〇否認されるときは、３年間否認される。（＝３年間分追徴される）

〇交際費と会議費の違いは金額ではない。

社内打合せと称した、社員同士の居酒屋の飲食代は、金額が１人あたり2,000円でも交際費とされることがある。

〇お中元やお歳暮のリストを税務調査で求められることがある。

デパート等に反面調査をされることも。

〇ご祝儀など領収書のない支出は、招待状や案内状も保存しておく。

〇接待時に得意先を送迎するためのタクシー代は交際費になる。

〇ゴルフクラブの年会費やライオンズクラブの会費は交際費になる。

〇役員などの幹部社員のみの懇親会や慰労会も交際費になる。

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？
特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介いたします。
詳しくは、お問い合わせください。

有限会社　たべい
電話　043-422-5836　FAX　043-422-5844